

岸和田城庭園（八陣の庭）保存活用計画 ＜概要版＞

第 1 章 計画策定の目的

岸和田城庭園(八陣の庭)が有する価値を明確にし、後世へ継承するための保存と活用の基本的な方向性を示す。

第 2 章 名勝をとりまく環境

本市の文化財（合計 77 件）国指定文化財 14 件、府指定文化財 14 件、市指定文化財 45 件、登録有形文化財 4 件。

第 3 章 名勝の概要

昭和 28 年 重森三玲によって設計・作庭。平成 26 年 10 月 6 日 国の名勝に指定。

第 4 章 名勝の本質的価値

○名勝の本質的価値の明示

四周からの観賞を可能とした庭園	一点からだけでなく、四周から、翌年再建の天守閣からの俯瞰も意図。
類をみない作庭テーマ	諸葛孔明の「八陣法」をテーマとし、平和を念願する意味を持たせる。
均衡に優れた石組	固定した正面性のない四方面、どの角度からの観賞できる。

○名勝を構成する要素の特定

名勝 指定地内	枢要な要素	八陣の庭を保存・活用していく上で必要な要素 例：石組・縁石
	副次的な要素	八陣の庭の価値を高めるためのもの 例：庭から見える植物
	副次的な価値にかかわらないもの	保存上有益なもの 例：竹柵 活用上有益なもの 例：砂紋

第 5 章 名勝の現状と課題

保存	<ul style="list-style-type: none"> 景石や縁石の風化、劣化が著しい。 景石の基礎構造が不明である。 白砂の劣化、かなさびが目立つ。 天守台や本丸跡の石垣がはらんだり間詰が抜けている。
活用	<ul style="list-style-type: none"> 隅櫓が庭園と隣接しているため、周回の妨げとなっている。 岸和田城庭園（八陣の庭）説明板がわかりにくい場所に設置してある。 ライトアップ器具が本庭園の景観にはそぐわない。
整備	<ul style="list-style-type: none"> 景石の風化や経年劣化、地下の状態が不明であり、今後大規模な改修等が必要な事態が起こった場合の対処が十分に検討されていない。

第 6 章 大綱・基本方針

- 名勝を学術的に調査・研究し、後世へと継承していく
- 大阪府指定史跡岸和田城跡も名勝とともに保存し、継承していく
- 市民が岸和田城庭園（八陣の庭）の「歴史的価値を理解し、市民の誇りと郷土愛を育むこと」をめざす
- 名勝を保存するだけでなく、名勝を利用した「活用する庭」をめざす
- 適切な管理運営体制を確立し、保存・活用を推進する

第 7 章 名勝の保存

○方向性：保存・管理の適切な状態の基準を「昭和 47（1972）年」におく（一通りの建物の整備が終了して重森自身が確認していると考えられる時期）

- 方法
- 測量図や景石等管理台帳、記録写真等を整理し、現状を正しく把握。
 - 名勝の主要な構成要素で保存が危惧される場合は、必要に応じ補修。
 - 補修等を実施する際には、景石等管理台帳と照合し、原因を調査、記録し、景石等補修台帳に記載。

方針	枢要な要素	基本的に手を加えない。現状変更は認めない。
	副次的な要素	基本的に手を加えない。名勝の個別の内容、状況を確認するため、もしくは名勝を保存・維持管理する上で必要な場合に限り、現状変更を認める。
	副次的な価値にかかわらないもの	現状維持が基本だが、庭の価値を高めるための行為、保存、維持管理に必要な行為に関しては、補修、修復、改善のための現状変更を認める。

○現状変更等に関する基準

- 現状変更等には、文化庁長官の許可が必要。
- 府指定史跡岸和田城跡は、大阪府文化財保護条例に基づく現状変更許可対象であるが、名勝指定後は、史跡の要件だけでなく、景観も現状変更許可対象としており、名勝の価値を損なうことのないように景観の変化に対しても一定の制約をかける必要がある。

第 8 章 名勝の活用

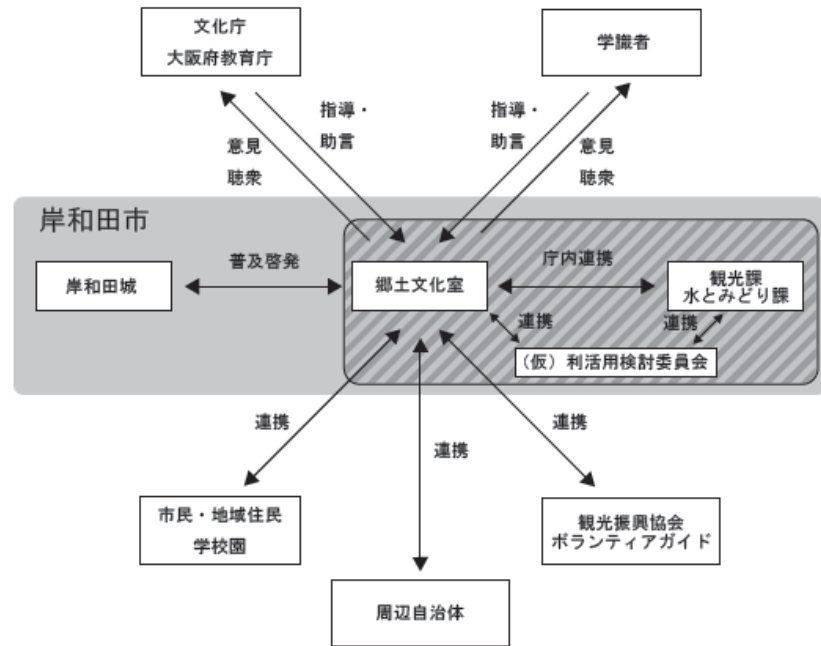
- 方向性
- 後世に保存継承するために、名勝指定地を適切に保存管理するとともに、名勝の価値や魅力を高め広く周知し、名勝を活用していく必要がある。
 - 文化財的な価値を損なわず、郷土の歴史や文化を体感できる環境として、積極的な活用が求められている。
 - 岸和田城周辺は、歴史資源だけでなく、観光資源として中心的な位置づけをされている。
 - 当初から「活用するための庭」として作庭されているため、文化財的価値を十分に考慮し、積極的な活用をめざす。

- 方法
- 文化遺産の理解を深めるための活用
 - 岸和田城庭園（八陣の庭）や重森三玲関係の展示。
 - 歴史文化遺産と観光資源を結びつけ、周遊ルート設定、積極的に情報発信。
 - 学校教育・社会教育での活用
 - 郷土の歴史を地域教材として活用してもらうために、学校教職員等へ積極的な働きかけを行う。
 - 社会教育では、市民講座等を開催し、郷土愛を育むための活用をめざす。
 - 市民のにぎわいの場としての活用
 - 利用できる日を設定することで、庭園の保存にも考慮するとともに、観賞に訪れる人には、事前にイベント日を周知する。
 - 石組が隠れてしまう舞台配置や四周景観を楽しめないなど、単なる場所の提供ではなく、庭園の価値を損なわない活用のみを許可する。

第 9 章 名勝の整備

	保存のための整備	活用のための整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 本質的な価値を損なわないように、庭園の保存上必要な修復及び補修のための整備を行う。 八陣の庭及び岸和田城跡と直接関係のないものを整理し、名勝の価値を高めるもののみを残す。 	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値を周知し、継承していくために整備を実施していく。
方法	<ul style="list-style-type: none"> 景石の状況を学術的な調査を実施した上で、景石の補修計画を策定。 作庭意図と無関係に植樹されたものについては再植樹を認めない。 庭園及び岸和田城跡に関係のない工作物等は、撤去・移動も検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 登城できない人のために、空撮映像の放映。 回遊通路、展示施設としての隅櫓の活用。

第 10 章 名勝の運営・体制の整備



第 11 章 施策の実施計画の策定

	保存	活用	整備
①現在も実施し、今後も継続していく施策	・景石・縁石の台帳管理	・八陣の庭並びに重森三玲に関する調査・研究 ・活用の場としての利活用	—
②保存・活用のために必要性が高く、早期に着手すべき施策	・景石・縁石の破損箇所等の補修 ・本丸跡石垣のカルテ作成	・景石の学術調査の実施 ・パンフレット等による情報発信	・石柱、説明板の設置 ・隅櫓の有効利用 ・ガイダンス施設の整備
③緊急性は低い、今後保存・活用のために中・長期的に実施すべき施策	—	—	・指定地内における不要な工作物等の撤去

第 12 章 経過観察

項目	内容	指標
台帳による保存管理	景石、樹木の状況確認	台帳の情報更新
文化財の理解を深めるための活用	八陣の庭を普及啓発するためのリーフレットによる情報提供	リーフレットの配布数
学校教育・社会教育での活用	学校教職員への研修 市民講座の開催	研修・講座の開催回数
市民のにぎわいの場としての活用	八陣の庭を利用したイベント等の開催	イベント等の開催回数
保存のための整備	景石等の補修	景石等の補修箇所数